

ラクテーション・コンサルタント資格試験国際評議会の 定款

2017年9月15日承認

第1条 名称および所在地

本法人の名称:

ラクテーション・コンサルタント資格試験国際評議会® (International Board of Lactation Consultant Examiners®, 以下「IBLCE®」という)。IBLCEの主たる事務所は理事会(以下「理事会」という)により適宜決定された所在地または仮想所在地によるものとする。

第2条 目的

IBLCEの目的は、認定および再認定の基準および手続きの確立、維持を通じ、公共および母乳育児支援にかかわる分野に貢献することである。

第3条 制限

IBLCEは、非営利、非課税、自主的、自発的認証機関として設立された、バージニア州の非株式組織である。理事会の純利益は、理事会が提供される役務に対する合理的な報酬を支払うことを承認する場合を除き、理事、役員、またはその他の私人の利益のために効力を発すること、または配当されることは一切ないものとする。

第4条 メンバー

IBLCEは理事会が監督する認証組織であり、会員資格を有しない。

第5条 理事会

- 1. 権限。**理事会は、IBLCEの業務に関するポリシーおよび指示全般に対する責任を担う。理事会は、適切とみなされる場合、本定款および米国バージニア州の法律と矛盾しない、IBLCEの会議および経営の実施に関する規則および規定を承認することができる。

- 2 **人数。**IBLCEの理事会は、9名以上15名以下の議決権を有する理事により構成されるものとする。
- 3 **構成。**理事会は資格プログラムの認定基準に従って選出された理事により構成され、少なくとも1名の市民メンバーを含むものとする。理事会は、地理、文化、言語、母乳育児実践環境、専門分野、および理事会のニーズに関連する専門知識において、多様性を反映するものとする。

理事会の過半数は、国際認定ラクテーション・コンサルタント® (International Board Certified Lactation Consultant®, 以下「IBCLC®」) というものである。加えて、理事会の過半数は、母乳育児／授乳を行う人同士および保護者同士の支援におけるリーダーシップ経験がある。

理事は1つ以上の分野を代表することができる。

- 4 **任期。**理事の任期は期差任期制であり、連続3年を1期とし、10月1日に開始するものとする。理事は2期目(3年)も考慮される資格を有する場合がある。2期目(3年)続投に関心のある理事は、通常の立候補プロセスによる選出を検討される。理事会のメンバーは連続2期6年を超えて務めることはないものとする。ただし、議長が2期目の任期の終わりに交代予定の場合、直前議長としてさらに1年、合計7年間、職権上投票権のない立場で理事会に留まることができる。
- 5 **選挙。**理事職への応募は、望ましい構成を促進するため、資格保有者、組織、団体に対して公募される。理事会の定足数の過半数が、10月1日より前にすべての理事会メンバーを選出するものとする。
- 6 **欠員。**何らかの理由により理事会に欠員が出た場合、理事会の定足数の過半数の投票により補充することができる。
- 7 **理事の解任および辞任。**理事会メンバーは理事会全体の3分の2の投票をもって、正当な理由により解任することができる。ただし、解任の理由に関する声明は、理事会が最終的な措置を取る少なくとも30日前までに、解任を申し渡される理事に対して、郵便、宅配便、または電子的に、追跡可能な方法で送付されるものとする。本声明には、理事会が解任を実施する日時および場所が含まれるものとする。当該理事は上記で言及された日時および場所において、理事会により聴聞および検討の機会を与えられるものとする。理事は、理事会または議長に書面による通知をもって、いつでも辞任することができる。辞任は、通知が受領された時点で効力を発するものとする。ただし、通知に後の日付が指定されている場合を除く。
- 8 **不適格。**IBLCEへ提供される役務に対して、IBLCEから報酬を受け取る個人は、同時に理事を務める資格はないものとする。

第6条 理事会会議

1. **定例会議。**理事会は少なくとも年1回定例の理事会会議を開催するものとする。
2. **臨時会議。**臨時会議は、議長の要請により、または理事2名の要請により召集することができる。執行委員会が理事会の臨時会議の開催場所および日時を決定するものとする。
3. **会議への出席。**すべての理事は定例または臨時会議に出席することができる。あるいは、すべての理事が会議中、同時に互いの意見を聞き合うことのできる通信手段を使って会議を開催することができる。
4. **通知。**定例総会および臨時会議の日付、時間、場所に関する書面による通知は、会議の開催日の10日前までに、各理事宛に個別に郵便、ファックス、または電子的に送付しなければならない。
5. **定足数。**理事会の会議において、業務処理に必要な定足数は現職の理事の過半数以上とする。
6. **投票。**各理事は1票の投票権を有するものとする。
7. **会議での決議。**理事会または執行委員会の定足数が出席する議会で、投票権を有する出席の理事または執行委員の過半数の決議が理事会の決議となるものとする。ただし、法律、組織約款、または本定款により、過半数以上が必要な決議を除く。
8. **理事会または執行委員会の会議を開催しない決議。**理事会または執行委員会の会議による実施を求められるまたは許可される決議は、すべての理事または執行委員会メンバーの書面による同意をもって、会議を開催することなく決定することができる。議長、執行委員会の過半数、または理事会の過半数は、書面による同意が行われることを承認することができる。当該決議に対し投票権のある理事または執行委員会メンバーが、全員一致の書面による同意をもって当該行為を実行できるよう、必要書類を配布する、または利用可能な状態にするものとする。当該決議の発効日は、最後の理事または執行委員会メンバーの書面による同意を受領した日とする。ただし、同意が別の発行日を明示的に特定している場合を除く。

本条項に基づく書面による同意は、会議における投票の効力があり、いかなる文書にもそのように記述することができる。また、当該理事会または執行委員会の決議の後、裁可され、公式の議事録、記録、または概要に記載されるものとする。

第7条 役員および執行委員会

IBLCEの役員は理事であり、執行委員会のメンバーであるものとする。理事会の欠員の補充、組織定款の修正、定款の承認、修正もしくは撤廃、または合併もしくは解体計画の承認を行う権限を除き、執行委員会は理事会の会議と会議の間において理事会の権限すべてを有するものとする。

1. **構成。**IBLCEの役員は議長、次期議長、直前議長、上級理事、会計を含む5名の投票権を有する理事とする。役員は一度に複数の役員を兼任しないものとする。直前理事が7年目の任期にある場合、理事会は投票権のない理事顧問として任命することができ、投票権のある第2の上級理事が1名選出される。
2. **資格。**理事会の議長、次期議長、直前議長は適正なIBCLCの資格を有していなければならない。理事会メンバーは1期目の1年目に役員に立候補し、2年目に役員としての務めを開始することができる。
3. **役員の任期。**役員の任期は1年であり、10月1日に開始し、翌年の9月30日に満了するものとする。通常、次期議長が翌年に議長を務める。理事は、1つの役員としてで連続3年以上、または複数の役員として連続5年以上役員を務めることはできない。
4. **選挙。**役員は10月1日以前に理事会の定足数の過半数をもって選出されるものとする。
5. **定足数。**執行委員会の会議において、少なくとも4名の投票権のある役員が定足数を構成するものとする。
6. **責務。**役員の責務は以下の通りとする。
 - a. **議長。**議長はすべての理事会および執行委員会会議で議長を務め、理事会と最高執行責任者(CEO)との主要なコミュニケーションリンクとしての役割を担い、本定款または理事会のポリシーで定義されるその他の責務を果たすものとする。
 - b. **次期議長。**次期議長は議長が不在の場合または議長に執行能力が欠如している場合、議長の任務を遂行するものとする。
 - c. **直前議長。**直前議長は、必要または要請に応じ、理事会および理事会議長の顧問として務めるものとする。
 - d. **上級理事。**上級理事は執行委員会の投票権のあるメンバーであり、理事会のポリシーにおける定義および定期的な修正に従って、必要なまたは求められる役員の役割の全責務を担うものとする。
 - e. **会計。**会計は、スタッフによる理事会への定期的な報告および年次予算発表を含め、理事会の財務監督を進める責任を持つ財務委員会の委員長とする。

7. **役員**の解任および辞任。役員は全理事会の3分の2の投票をもって、正当な理由により解任することができる。解任の理由に関する声明は、理事会が最終的な措置を取る少なくとも30日前に、解任を提案される役員に対して、郵便、宅配便、または電子的に、追跡可能な方法で郵送されるものとする。本声明には、理事会が解任を実施する日時および場所が含まれるものとする。役員は上記で言及された日時および場所において、理事会により聴聞および検討の機会を与えられるものとする。役員は、理事会または議長に書面による通知をもって、いつでも辞任することができる。辞任は、通知が受領された時点で効力を発するものとする。ただし、通知に後の日付が指定されている場合を除く。
8. **欠員**。議長職に欠員が出た場合、次期議長がその年の議長の役割を担う。任期の途中で他の役員職に欠員が出た場合は、総勢5名の投票権のある執行委員会メンバーを維持するために、理事会の定足数の過半数の投票をもって選出された理事が担うことができる。

第8条 委員会および特別委員会

1. **常任委員会**。本書に特段記載のない限り、理事会の議長は、IBLCEの業務遂行に必要なとみなされる場合、常任委員会または特別委員会の委員長およびメンバーを任命する権限を有するものとする。議長または理事会が別途定める場合を除き、各常任委員会の委員長およびメンバーの任期は1年とする。常任委員会は多様性および委員会のニーズに関連する専門知識を有する3名以上のメンバーで構成されるものとする。委員会に欠員が出た場合は、理事会の議長が担うものとする。試験委員会については、委員会は次期議長、議長、直前議長を設ける。理事会は常任委員会の運営を確認するものとする。

常任委員会には以下の委員会が含まれる。

- a. 抗議委員会
 - b. 監査委員会
 - c. 認定委員会
 - d. 倫理・規律委員会
 - e. 試験委員会
 - f. 財務委員会
 - g. 推進委員会
 - h. 調査委員会
 - i. 管理委員会管理委員会は、任命プロセスおよび理事会の承認プロセスを促進する責任があり、毎年理事会の実績を見直す。管理委員会を構成する5名の理事が毎年理事会により選出される。
2. 特別委員会。特別委員会は理事会の過半数の投票により設定できる。特別委員会の議長およびメンバーは理事会の議長が任命できる。
 3. 権威。すべての委員会および特別委員会は理事会により制定された規則および手続きに従って機能するものとする。いかなる委員会または特別委員会も理事会の承認なしにプログラムまたはプロジェクトを実行しないものとする。
 4. 会議を開催しない決議／通知／通知の放棄／定足数／理事会の投票要件。本書に別途明示されている場合を除き、会議を開催しない決議、通知、通知の放棄、定足数、または理事会の投票要件を監督する本定款のあらゆる条項は、すべての委員会、特別委員会、およびそれらのメンバーにも適用されるものとする。

第9条 運営

1. 最高執行責任者 (Chief Executive Officer, CEO)。理事会は最高執行責任者 (Chief Executive Officer, CEO) を指名し、CEOの報酬を決定し、支払い、適切とみなされる経費および旅費をCEOへ払い戻すことができる。CEOはIBLCEの最高責任者であり、理事会に直接報告し、理事会、執行委員会、すべての委員会および特別委員会の職権上投票権を持たないメンバーとして務めるものとする。CEOは理事会が制定した制約の範囲内で理事会が制定したポリシーを実施し、あらゆる人事案件の責任を担うものとする。適用法により義務付けられている場合、または理事会が定めた明示的制限に従う場合を除き、CEOは海外、州、郡、または地域の代理人と共にあらゆる納税申告を行う権限を与えられるものとする。また、IBLCEを代表して、その名の下で、契約およびその他あらゆる種類の法律文書を締結し履行する権限を与えられるものとする。

2. **会計年度。**IBLCEの会計年度は米国およびバージニア州の法律に基づき理事会により選択されるものとする。
3. **契約。**理事会または執行委員会は役員または法律顧問に、IBLCE名義にておよびIBLCEの代理で契約の締結および法律文書の施行および送付を行う権利を、書面にて付与することができる。また、当該権利を一般的なものとするか、特定の事例に限ることができる。
4. **融資。**IBLCEの代理で融資契約を締結しないものとし、理事会の3分の2以上の承認をもって決議された場合を除き、債務の証明はIBLCE名義で発行されないものとする。当該権限は一般的なものとするか、特定の場合作に限定することができる。
5. **贈り物。**理事会はIBLCEを代表して、IBLCEの監督文書に定められる一般的または特定の目的に対する寄贈物、贈り物、遺産、または遺贈を受領することができる。
6. **免税資格。**IBLCEは米国国内歳入法およびバージニア州の法律のもと、免税資格を得られるよう業務を行うものとする。
7. **差別行為の禁止。**IBLCEは、いかなる活動または運営において、人種、肌の色、宗教、宗派、ジェンダー、性自認、性的指向、性別、民族、年齢、国籍、家系、政治的信念、能力／障害、婚姻区分、地理的位置、社会経済的地位に基づき差別せず、差別しないものとする。IBLCEは、IBLCEコミュニティのメンバー全員ならびにIBLCEコミュニティへのアクセスを模索するすべての人を受容し、歓迎する環境を提供することに専念する。

第10条 通知の放棄

法律により定められている場合を除き、本定款の条項またはIBLCEの定款の条項に基づき理事へ通知を行う必要がある場合、当該通知を受ける資格のある個人による署名および日付を含む書面による放棄があれば、当該文書に記載の日時の前後に関わらず、当該通知をしたものとみなされる。

第11条 独占禁止

適用される独占禁止および貿易法の制限を遵守することは、IBLCEの方針であり、すべてのIBLCEの役員、理事、委員会メンバー、スタッフ、ボランティア、代理人の責務である。

第12条 免責

IBLCEは理事、役員、従業員、代理人が責務を遂行する上で、法律の最大限の範囲において彼らを補償し、免責するものとする。当該免責には法的経費および費用を含む。

第13条 改訂

本書で明示的に記載されている場合を除き、本定款は、改訂を実施する目的で召集された理事会議に出席し、投票権のある理事の定足数の3分の2以上の投票をもって、または、書面による投票をもって、改訂または破棄することができる。ただし、特定の会議の種類(定例または臨時)に必要な通知条件に従って、すべての理事に通知がなされることを条件とする。